



西桂町 議会だより

第7号

ウォッチ ザ GI-KA-I

まちづくりは議会から



(完成直前の(仮称)健康管理センターA駐車場)

12月定例町議会報告

(2・3ページ)

一般会計補正予算外10案件

一般質問

(4・5ページ)

白山川工事完成と
上流の堰堤設置について
柿の木公園整備について

事務調査レポート

(6・7ページ)

ゴルフ場計画許可事務状況について
中学校前線、踏切拡幅交渉について

12月定例町議会

11案件を原案可決

会期 12月13日～12月19日

12月定例議会は13・19日の本会議・13日の
連合審査会と、7日間の会期で行われました。
町長より条例改正案4件、条例制定案2件、
補正予算案4件、議員提案案1件の提案があり、
いずれも原案可決されました。

条例改正

西桂町学校給食共同調理場設置条例の一部改正 提案理由

この条例は、町議会委員会条例の改正により、常任委員会の名称が改正され、このため共同調理場運営委員会委員の役職名を改正するものです。

建設文教常任委員会審議

改正の根拠、また議会からの申し入れの経過を勘案しても、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

西桂町税条例の一部改正 提案理由

この条例は、地方税法等の一部改正にともない、町税条例の一部改正を行うものであります。具体的には、政党等政治団体への町民税均等割の課税、町民税の税率適用区分の見直し、基礎控除額等の引き上げ、定率による特別減税の四点であり、関連する条項の改正を行う必要があります。

総務常任委員会審議

改正の根拠からも妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

西桂町職員給与条例の一部改正

提案理由

この条例は、国家公務員の給与改定に関する勧告並びに、給与改正等が行われたことを受けて、町としても県の指導により国の基準により、職員給与条例の一部改正を行うものであります。主な改正内容ですが、給料表の改定一・一八％増、期末手当については十二月分を〇・一月分減率するものです。

総務常任委員会審議

改正の根拠からも妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

西桂町長等の給与及び旅費条例の一部改正 提案理由

本件は、町長・助役・収入役の、給与及び旅費条例の一部改正を行うものです。この条例も給与改定に伴う改正であり、十二月分を〇・一月分減率するものです。

総務常任委員会審議

改正の根拠からも妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

条例制定

西桂町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定 提案理由

この条例は、人事院勧告を受けて「休日の代休制度」と「介

護休暇制度」の新設が国家公務員に実施された為、国の基準により、職員の勤務時間・休日及び休暇に関する条例を、職員の勤務時間・休暇等に関する条例に全部改正するものです。主な改正は第十条で「休日の代休日」が明文化されました。

総務常任委員会審議

改正の根拠からも妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

西桂町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定 提案理由

国・県の選挙においては、公職選挙法第百四十四条の二の規定で、公営ポスター掲示場の設置は明文化されており、本件の条例制定により、国・県の選挙と同様に、当町の議会及び長の選挙における、ポスター掲示場の設置は公営化されることが、明文化されることとなります。

総務常任委員会審議

改正の趣旨は当町の選挙の実情からしても、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

補正予算

一般会計補正予算(第三号)
補正額 四、五六六千円減額

総額 一、七八〇、三四二千円 主な歳出補正の提案理由

・第二条「繰越明許費」

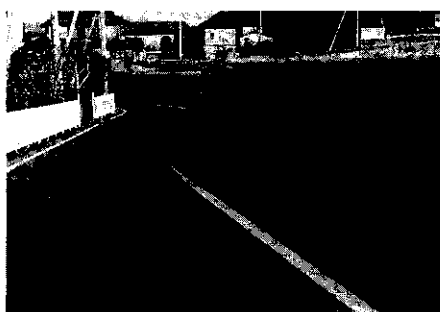
「土木費」「町民憩の森建設事業」を提案しますが、許認可事務で手続きが遅れ、この事業実施に当たって諸内容を検討し、県の指導を受け翌年度に繰り越して事業ができるよう、予算措置をしたものであります。

・職員等人員費

八、七八九千円減額
職員等の給与改定と人事異動等により、当初算定に比較して減額となるものであります。

・箕和田線工事費

四、五〇〇千円追加
倉見区要望事項であり、箕和田線の側面の石積改良工事に伴う工事請負費と致します。



改良予定の箕和田線

総務常任委員会審議

繰越明許となる町民憩の森建設事業については、許認可事務遅れを理由としています。やむ

を得ない理由とは言え、事故などの突発的な事態とは言えない今回の措置については、多くの委員より「事業執行体制の強化を」との指摘がなされました。以上、歳入歳出補正内容について妥当と認められ、可決すべきであると、決定しました。

国民健康保険特別会計補正予算 (第二号)

補正額 一九、〇六八千円追加
総額 二九六、六四五千円
主な歳出補正の提案理由

一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費の五カ月の実績が、当初の見込みよりだいぶ多くなり、追加補正により医療費の支払いに充てるためのものであり、また老人保健医療費交付金が確定したので、追加補正するものであります。
総務常任委員会審議
歳入歳出補正内容について妥当と認められ、可決すべきであると、決定しました。

簡易水道特別会計補正予算 (第二号)

補正額 五、九四四千円追加
総額 一〇六、六一四千元
主な歳出補正の提案理由

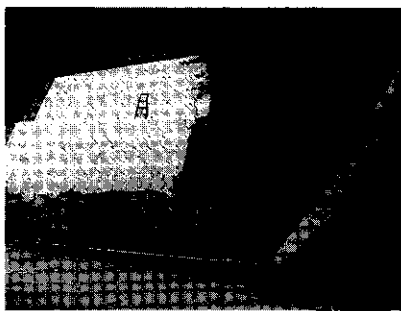
今年度主要事業であります、倉見地区天久保地内の造成工事現場に設置する、加圧ポンプ及び貯水タンクについては、当初

五十軒程度が給水できるものを予定していましたが、将来的な面から大きなものに変更したく事業費を追加し、また塩素ガス滅菌を液体塩素に替え、安全性を重視したため、費用が多くなりましたので補正するものであります。

総務常任委員会審議

天久保地内に、加圧ポンプ及び貯水タンクを設置することにより、寺町地区・桂ニュータウン及び天久保地区の給水が確保されると共に、将来的な住宅増加に対しても対処できる事を確認しました。

以上、歳入歳出補正内容について妥当と認められ、可決すべきであると、決定しました。



加圧ポンプ及び貯水タンク設置予定地

三ツ峠グリーンセンター事業特別会計補正予算 (第一号)

補正額 九六一千円減額
総額 三七、四四五千円
主な歳出補正の提案理由
歳出については、総務管理費

の職員の給与改定、清掃を業者に七月八月の宿泊者があった時に委託し、グリーンセンター事業費のアルバイト賃金については、清掃を委託したため、減額となったものであります。水販売事業費の委託料減額については、九月以降の価格の暴落、他業者との競争の激化より、水の販売が減少したためであります。
総務常任委員会審議
歳入歳出補正内容について妥当と認められ、可決すべきであると、決定しました。

議員提案

義務教育費国庫負担金制度堅持に関する意見書

十二月十四日開催の建設文教常任委員会では、PTA・教職管理職組合・教職員組合より陳情を受けた内容について検討致しました。この結果、左記のとおり意見書を十九日の本会議に議員提案し、原案可決されました。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の向上を図る制度として、現行教育制度の重要な根幹をなしている。

しかしながら、国は、平成7年度の予算編成作業において、義務教育国庫負担制度の見直しを検討することが伝えられている。

学校運営を支えている学校事務員・学校栄養職員等を国庫負担制度の対象外とすることは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすとともに、地方財政の負担増大をもたらすことは明らかであり、かかる状況から、本町議会において、本件に関する意見書を過去数次にわたり提出しているところである。

よって、政府におかれては、義務教育国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等とその水準の維持向上を図られるよう重ねて強く要望する。

右、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

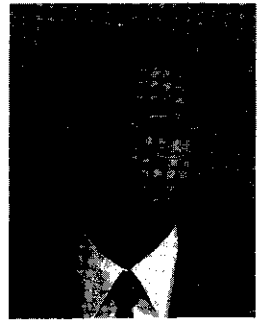
平成6年12月19日

山梨県南都留郡西桂町議会
議長 高尾 嘉一

内閣総理大臣 殿
自治大臣 殿
文部大臣 殿
大蔵大臣 殿

一口メモ
繰越明許費とは
地方自治法第213条によると、町等が事業を完成させようとして、当該年度に予算を計上したにもかかわらず、特別の事情によりその執行が遅れた場合、繰越明許費という形で翌年度会計に、事業費の一部を繰り越す事ができます。当然、今回は工事実施であるため、年度をまたがって工事が行われます。

一般質問 12月の定例町議会



牛田 茂 議員

準用河川白山川工事の 早期完成及び上流に 堰堤を設置について

問 準用河川白山川工事については、町及び地権者のご協力を得て本年度工事が着工され平成七年度までが予定されておりますが、その上流である倉見九九一番地より東電の用水路までの見通し、及びその上流に堰堤を造るべく多くの区民が早期に着工完成される事を念願しております。工事執行状況とその上流に対する対応に付いてのご所見をお尋ねいたします。

答 町長

白山川工事は、平成五年度より平成七年度の三カ年間の事業執行予定でございます。予定どおり順調の事業執行となっております。平成七年度の工事につきましては相当の事業費がかかる見込みで、国と県に強く要望を致しまして予算の獲得に万全を期しまして、一日も早い工事の完了を目指していきたいと考えております。

また白山川上流、これは東京電力の水路までの間につきましては、平成八年度以降に現在進めております工事が

完了次第、引き続き三年間を目処に事業執行を考えております。次に堰堤設置の件ですが、これにつきましては大月林務事務所再三に渡り要望をしましてまいった訳で、同事務所で「地域防災対策総合治山事業」といたしまして、平成七年度より取り上げていただける見込みで、この事業を進めるにあたりましては地権者や地元地区のご理解とご協力を得まして、堰堤設置の実現に取り組みたいと考えております。

町道の整備に付いて

問 都留市十日市場の杓流川に橋梁が架かり中央道側道の利用度が、小沼稲荷下二号線の利用車一日平均約三〇〇台、溝下二号線約四〇〇台が通過していると総務課及び振興課の調査で明らかにされております。都留市における中央道側道の整備状況及び、富士吉田市小見地区いわゆる西桂町宮水道高区タンク付近の整備状況は共に整然と

されております。そこで小沼稲荷下二号線・溝下二号線を経由しての、峰岸白山線、月夜の平町宮団地を経由した小沼都町二号線の町道の改良及び整備についての対策をお伺い致します。

答 町長

都留市・十日市場の杓流橋が整備されて以来西桂町内の小沼稲荷下二号線の交通量の増加、それに伴う倉見地区の通過車両の増加は大変な量と理解しておるところでございます。町と致しましては交通量の増加に対処すべく小沼稲荷下二号線の中央道側道整備を行っているところであります。平成七年度には都留市の境界まで施工する考えであります。また今年度十二月町議会において補正予算を計上し、養和田線の道路改良に付きまして、来年早々に、工事に入る予定でございます。また月夜の平団地の前の水路側溝に甲蓋を設置いたしまして、道路の幅員を確保する工事を発注したところであります。以上申し上げました他にも土地の協力が得られ次第、積極的に道路拡幅を含めた道路改良を行い、通行人の安全確保を図って行きたいと考えております。

公園促進事業について

問 現在柿の木公園事業が町の計画で推進されております。町長は公園建設事業について、用地の調達ができ立地条件が整えば、老人子供が安心して遊べる公園を造りたい、と申されております。来年四月から国公立学校で始

まる月二回の五日制に地域と保護者は、どのように対応しなければならぬのか。自分の部屋に閉じこもってファミコンに熱中しているようでは意味がない、「遊び」を教えなければならぬ時代になってきているようだとおっしゃっております。山梨県は景観形成事業として、忍野村忍草地内、都留市法能地内など平成七年及び八年の事業として三五箇所に及ぶ事業を計画しておるやに聞きおよんでおります。対岸の倉見地域を含め、公園促進事業を早期実現する事を期待するところであります。

答 町長

(仮称) 柿の木公園建設計画につきましては、現在地元地区及び関係地権者のご理解を得るべく交渉中でございます。この公園建設を県営事業であります景観形成事業として進めてはどうかとお尋ねでございますが、私としては積極的に進めて行きたいと考えております。またご質問の中で「倉見地区を含め」とございますが、この点につきましては、現在計画中の(仮称) 柿の木公園には入っておりませんので、内部検討を十分に行わなければならぬと、考えております。

当初計画の本町地区及び関係地権者のご理解が第一だと考えております。いずれに致しましても、老人から子供まで安心して遊べる公園を作りたい考えは変わりございません。用地の確保、立地条件等環境整備を整えて、公園事業の早期実現を目指したいと考えております。



改良された稲荷下二号線

総務常任委員会事務調査レポート

ゴルフ場建設計画許可事務の

進行状況について

平成六年十二月十四日所管事務調査

(企画課概要説明)

平成六年四月二十日にゴルフ場等造成事業に係る事前協議準備書を、大月林務事務所へ提出致しました。現在、県庁内部関係課で取り扱っており、審査の中で不明な点については、その都度町と協議を繰り返しているところです。なお県の回答がいつ出るかについては、県に問い合わせせてみても不明という事です。

(委員より質問)

事前協議準備書提出の後、何度か県の方より問題点を指摘され、町の方より回答に伺っているということであるが、指摘された内容について如何なるものであるか、教えていただきたい。

(企画課回答)

今年八月十九日に県の森林保全課へ呼ばれ、協議致しました。県の指導内容については、

一、事前協議準備書提出の後、建設反対の陳情有無について聞かれ、町では有りませんと回答致しました。

二、ゴルフ場審議会及び町議会全員協議会の開催日程の報告を求められ、回答致しました。

三、埋蔵文化財等の関係について聞かれ、業者を通し、教育委員会へ協議するよう指導した旨、答弁しました。

四、柄杓流川の水利権について、都留まで河川改修をしなければなりません

るので、今後の問題として工事期間中の保障について指摘を受け、これについては、協議書の段階で再度コンセンサスの機会がありますので、その際協議を行う必要がある旨、回答致しました。

五、一部保安林にかかる造成計画については、その箇所を外すよう位置変更を求められました。

町では九月六日に二十三課の部長以上による、土地利用調整会議作業部会で協議がされており、最終的に十一月二十四日に県からの意見が示されました。今後町では回答の準備をするわけですが、最終的な協議書の段階で住民とのコンセンサスを取って行くことをふまえ、回答内容を検討して参りたいと思います。

特に防災面については、地元の要望が全て受け入れられ、最終的に地元と業者と町との三者協議書を取り交わします。協定を結びますと県では各課の調整がなされ、最終的に県のゴルフ場等造成審査会の答申により結果が出されますので、このことが地元で要望されています「完全なる防災工事」だと考えています。

(委員より質問)

現在の厳しい経済状況下で、二百億円以上もかかるゴルフ場建設を行う場合、ゴルフ会員権を売るとしても事業として資金的に成り立つのですか。

(企画課回答)

建設資金面については、事前協議準備書等で示してあり問題ない訳ですが、確かに将来の運営面においては通

天久保ポンプ施設造成工事は

平成六年十月十二日所管事務調査

(住民課概要説明)

倉見寺町地区において朝夕給水が集中する時間に一時的に断水するため、また桂ニュータウン西桂町地内の住宅への水道を、都留市からの供給から町へ切り替えるため、加圧ポンプ設置をいたします。またこの地区は将来的に家が増える見込みもあり、大型の貯水タンクの設置の計画もいたします。これに対応するための十分な広さの造成工事を行いたいと考えます。

(委員より質問)

受水槽から出される水を使用する地区で消火栓を使用する場合、どのくらいの水圧を確保できるのですか。また桂ニュータウンには消火栓がないので、消火栓の新設も見越して水道整備

を行っていただきたい。

(住民課回答)

給水予定地区には防火水槽が二カ所あると言うことです。消火栓については三台を予定しております。年次で整備して行く考えと聞いています。

(委員より質問)

設置予定のポンプの耐用年数はどれくらいですか。またポンプが壊れますと断水となってしまいます。このような事態に備えて二台のポンプによるバックアップ機能が在るのですか。

(住民課回答)

現在ポンプの耐用年数は十五年から二十年とされています。三年程度に一度のメンテナンスサービスを受けて行けば、さらに寿命は延びると思われまます。また水道のポンプは二台で一組となっておりまして、交互運転により供給するシステムになっております。

もゴルフ場建設計画許可事務の進行状況に応じて、逐次事務調査を実施して行くものであります。

一口メモ

ゴルフ場審議会とは

正式名称は「西桂町ゴルフ場造成事業計画審議会」と言い、ゴルフ場造成事業計画の適正化を図るため、町長の諮問を受け事業計画の審議を行い町長に結果を答申する組織です。地元コンセンサスとして県及び町ではその答申を尊重します。18名で組織され、議会、関係団体、学識経験者より、町長が任命致します。

建設文教常任委員会事務調査レポート

中学校前線、踏切拡幅交渉の

状況について

平成六年十二月十四日所管事務調査

(振興課概要説明)

富士急行株式会社と踏切拡幅交渉を、平成五年三月九日から今年十二月二日まで十一回交渉しその間、振興課では通行量調査、平成六年四月十二日には踏切の拡幅について本町・上町区の区長等との会議も実施しました。

富士急行側に無人踏切の廃止をせず踏切の拡幅できるよう、要請してきましたが、「踏切の事故防止のために道路管理者は極力踏切の廃止をしていくように」、「無人踏切がある場合には立体交差にするように」との国より通達があり、踏切拡幅には、無人踏切の廃止をしなければなりません。

十二月二日に富士急行との最終確認の中で、無人踏切の廃止をしなければ、拡幅は難しいとの回答でした。十二月五日に県交通対策室と踏切拡幅について相談をしたのですが、全国的な傾向は廃止であり、無人踏切廃止なしでの踏切拡幅は不可能との指導を受けました。

今後の対応は、何回でも会議を開いて地権者及び関係住民との協議を行い、踏切の廃止について説得していく方向、中学校体育館前踏切及び観山荘前の踏切に遮断機を付け踏切拡幅ができるかの提案であります。

(仮称)健康管理センターも来年度には建設する予定で、生活関連道路の整備から工事は踏切を除いても進めていきたいと考えます。また、中学生・老人・保育所園児とその保護者等が

通行いたしますので、拡幅工事の際には、歩道の設置も考えております。

(委員より質問)

一案として遮断機を付けることを富士急行に提示したとのことですが、中学校前から観山荘前まで連動式にした場合、遮断機が下りている時間が長すぎ、逆に横断してしまふ事故が起きないとも限りません。むしろ中学校体育館前を立体交差の歩道橋にすれば、来年度以降健康管理センターができ、道の利用が増えるものと思われれます。また歩道橋を作るには多額の費用がかかるということですが、各省庁の方から補助金があったら調べていただき、また我々議員も国会議員へ陳情に行っても結構ですので、国庫補助制度等十分に研究していただきたい。



中学校体育館前の無人踏切

(振興課回答)

無人踏切の廃止にかえて遮断機を取り付けることは、踏切の廃止は困るとの住民の意向を受け、町長としてもその意向に添った提案であると思いません。費用については遮断機では、一カ所あたり一千七百万円から二千万円程

中学生非行の実態と、

その対応について

平成六年十二月十四日所管事務調査

(教育委員会概要説明)

最初に中学生のシンナー遊びの件ですが、二年ほど前、町内の物置でシンナーを吸ったような形跡があるとの通報がありました。シンナー遊びの現場を突き止めることはできませんでした。また今月の五日と六日に陶芸教室とY.L.O会館の間に若干シンナーの缶及びビニール袋があったという、管理人の通報があり、すぐに学校長に連絡しシンナー遊びを絶対にしないようにとの指導を行いました。今後は、中学校の生活指導の教師と打ち合わせを行い、実態把握の対応策を練っておりま

す。実際的には中学生なのか、高校生なのかを現場を押さえて把握することを課題としておいて、八日には駐在所にも連絡しまして、パトロール・通報を要請したところです。

第二点でタバコの喫煙ですが、今年二学期に中学三年生が部室の隅で授業の休憩時間中に三、四人で吸っていたのを先生が発見したということで、保護者を学校に呼んで注意しました。

度、また住民の意向では「自動車や自転車も通行可能な道路」とのことでしたが、立体交差の歩道橋を人が歩けたみだけで試算したところ、八千万円程度かかります。仮に立体交差の歩道橋整備となりますと、整備促進法の中で適当な法律があるかと思えます。

第三点で、中学校の学園祭の後、数

人の生徒が町内の工場付近でお酒を飲んだということです。これについては、学校へ通報があり、保護者を学校に呼んで厳重に注意したとの報告を受けております。この件につきましても、絶えず学校長に指導をしております。

いじめについては、町内の方から中学二年生がいじめられているとの情報がありまして、学校長にたまたまこのころ、確かにそのような事があり、二日ほど学校を休んだそうです。生活指導の教諭が指導し、いじめ側のグループにも話をして問題は解決したとの報告を受けました。以後いじめはないとの回答を得ております。学校では、今月五日に各クラス毎にいじめをしてはならない旨の懇話を約三十分かけて生徒に指導をいたしました。

(委員会意見)

学校教育というのは、生徒と教師の間の信頼関係がなければ根底が揺らいでしまうものであり、中学校教職員及び教育委員会の校内問題への対応が期待されています。愛知県はいじめによる自殺、このような悲しい事件を起こしてはなりません。非行問題に対する迅速な対応を要望致します。

(委員会意見)

健康管理センターの建設に際して早急に踏切の拡幅を行う必要から、また踏切廃止による利用者の受ける不便、遮断機による事故の懸念より、多くの費用がかかって立体交差の歩道橋設置を委員会の意見とします。

12月の定例町議会

一般質問

工業団地進出にともなう

河川汚濁の見直しについて

問 工業団地事業が富士吉田地内に計画されていると聞きますが、工業団地進出にともなう河川汚濁の見直しについてお聞きしたい。工業団地への入居が予測される業者数と営業内容についてを、把握しておられるのか。特に織物関連企業の中には染色業あるいは整理加工業については、非常に公害が予想される企業であると聞いております。

水質汚濁防止法によりまずと公害対策上の規制を受け、放流・水脱水・汚濁の処理と、公害規制数値の基準を完全に守って行われると思われませんが、企業進出に付いての汚濁対策の事前対応に付いてお尋ねをいたします。

答 町長

富士吉田市におきましては地場産業の育成と就業改善を図ることを目的といたしまして「繊維工業団地」計画があると聞き及んでおります。現在はアウトラインが出たばかりで、建設予定場所は小見見大倉地区で現在国に農地転用申請をしているとの事でございます。農地転用の許可がおりると諸手続きを経まして企業を誘致し、平成九年度には分譲をする予定で、平成一〇年度に建設が行われると思われれます。

入居が予想される業者は十数社と聞き及んでおります。営業内容は織物業を中心として、繊維関連企業のごさいます。繊維工業団地が出来て下流である当町への桂川水質汚濁対策に

ついては、当然のことではございますが開發行為許可申請の中で審議を行うと思えますし、県の認可の中でもクリアしない建設は出来ないと聞いています。桂川下流の当町と致しましては、また富士吉田市長と会う機会もありますので、この件についても十分留意をさせていただきようお話を致します。

町営住宅に対する

サービスについて

問 町営住宅に関する駐車台数の調査によると、浅間住宅三〇戸で四五台、中野住宅三〇戸で五一台、月夜の平住宅三〇戸で四五台と駐車場が整備されております。入田住宅においては、駐車場が設備されておられません。各家庭では、乗用車が複数台はあります。道路上の青空駐車禁止の取り締まりが、厳しい昨今であります。そのような見地から町営入田住宅における駐車場確保について、お尋ねを致します。

答 町長

町営入田団地に駐車場確保と、再々に渡りまして地元の下暮地地区から要望、及び入居者からの要望等が町にあった訳でございますが、町といたしまして、農業振興地域に予定箇所が入っておりますので、農振除外の手続きを取っておりますのでございます。農振除外が出来次第、平成七年度を目処に地権者との土地交渉に入り用地的取得に努力をいたしまして、入居者の利便に供すべくと考えております。

浄化槽の普及状況と

管理の実態について

問 五地区別の設置状況を個人住宅のみに承わりたい。また住民の意識と理解を得るべくアンケートを実施しましたが、その結果を承わりたい。

個人契約で年一度の清掃だけで年四回の維持管理が徹底されていないように思われますが、実態はどうでしょうか。浄化槽法によりまずと、一、浄化槽の設置等の届出勧告及び変更命令、二、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃、三、浄化槽清掃業の許可、浄化槽管理士、四、条例による浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度。などがある訳ですが、関係保健所と協議又は指導を受け、維持管理に関する条例が制度化されないか、検討されたい。

下水道事業が実現に向けて進んでいますが、完成するには十数年月がかかります。その期間における浄化槽の維持管理は町長が水と織物の町と、水を大事にしている姿勢の中で、町の河川の状況を少しでも良くし、下流の人達に憂いを与えない施策を町で早急に取り組んでいただきたい。

答 住民課長

現在の浄化槽の個人住宅設置世帯は八二〇世帯と把握しております。十二月一日現在の世帯数が一三三八世帯です。六・三％の設置率となっております。地区別数では、倉見地区二二一基、柿園地区一八四基、本町地区五八基、上町地区一九七基、下暮地区

一六〇基となっております。

平成五年六月末のアンケートの結果は、「一年のうち浄化槽の清掃は何回実施しましたか。質問に、回答は「〇回八五件、一回六八〇件、二回五五件」で、質問「山梨県浄化槽協会の行う年一回の定期検査を受けたことがありますか。」に「はい九五件、いいえ七二五件」となっております。

次に現在浄化槽から出る水を含め、水質管理につきましては、抜き打ちによる浄化槽から出る水の検査等、吉田保健所で指導しております。浄化槽の維持管理についての条例は県下で一町が制定し、その他の市町村では設置していないのが現状であります。これは浄化槽法第一〇条により、浄化槽管理者の義務として機能を正常に維持するため、年一回の浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならないことになっております。各市町村においては住民に浄化槽にかかる諸規定をご理解していただき、適切な管理をお願いしているところで、条例化については今後の検討としたいと思います。

これからの町の対応と致しましては、水質を守る等衛生面から広報により点検や清掃の義務について、周知していき、また新築に伴う確認申請が出た際に、清掃の契約書のコピーをいただくとか、また処理業者に完全なリストを出させまして、今役場にある台帳に基づきまして点検していない家庭に対して指導をしていくことも考えております。吉田保健所とも打ち合わせながら今後対応していきたいと思っております。

議会の動き

平成6年
10月

- 2日 ちびっ子球技大会
- 4日 殉職自衛隊員追悼式
- 7日 「木の日」の要請活動役員来町
- 9日 建設文教委員長会議
- 11日 建設文教常任委員会
- 12日 町民体育祭
- 13日 建設文教常任委員会
- 12日 議会運営委員長連絡協議会理事會
- 12日 総務常任委員会
- 13日 富士北麓広域行政事務組

11月

- 1日 合議員研修(13・14日)
- 1日 小学校・中学校合同道徳教育研究会
- 3日 消防団幹部辞令交付式
- 3日 町民文化祭
- 4日 健康づくりのつどい
- 6日 消防団秋季連合演習
- 6日 文化祭(囲碁・将棋大会)
- 7日 建設文教常任委員会
- 8日 富士吉田元市長故石原茂氏準市葬
- 9日 議会広報編集委員会
- 9日 幸住県を語るつどい
- 11日 議会運営委員長・副委員長・局長研修會
- 11日 例月出納検査
- 11日 少年野球新人大会
- 11日 慰霊祭
- 13日 広域住民フェスティバル
- 13日 議会広報編集委員会
- 14日 農業委員会
- 14日 町村議会議長全国大会
- 15日 マウント富士産業フェア
- 15日 例月出納検査
- 17日 南都留戦没者遺族大会
- 18日 倉見公民館竣工式
- 19日 倉見公民館竣工式
- 20日 県民の日記念式典
- 20日 広域行政グランドマスタ
- 21日 教育研究会
- 21日 広域行政グランドマスタ
- 21日 プラン説明會
- 23日 県民の日記念式典(富士吉田会場)
- 23日 農業委員会
- 25日 都市計画審議會
- 25日 消防センター竣工式
- 25日 石和町議会議員来町
- 28日 市町村自治講演會
- 28日 広域行政事務組合本會議

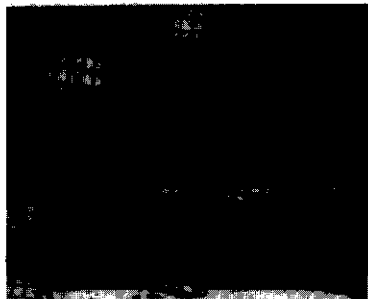
12月

- 1日 議会運営委員長連絡協議会理事會
- 1日 建設文教常任委員会
- 5日 議会運営委員会
- 5日 農業者代表式
- 7日 北富士駐屯地体験研修
- 7日 町村議会議長会理事會
- 8日 12月定例町議会(初日)
- 8日 総務常任委員会
- 9日 建設文教常任委員会
- 9日 12月定例町議会(最終日)
- 12月定例町議会(最終日)
- 14日 例月出納検査
- 14日 農業委員会
- 19日 消防センター竣工式
- 21日 石和町議会議員来町
- 23日 農業委員会
- 26日 山梨県支部
- 27日 山梨県支部
- 27日 消防団長新年互礼會

平成7年
1月

- 1日 町内一周マラソン
- 8日 消防団出初め式
- 9日 南都留法令外負担金審議會・町村議長長互礼會
- 11日 農業者代表式
- 11日 農業者代表式
- 15日 総務常任委員会
- 17日 建設文教常任委員会
- 18日 建設文教常任委員会
- 25日 例月出納検査
- 26日 都留市政懇談會
- 28日 アーク太鼓新年會
- 30日 農業構造政策推進會議
- 31日 農業委員会
- 31日 義援金納付(日本赤十字)

議会広報編集を振り返って



議会広報編集委員

議会だよりをお読み頂きありがとうございます。平成五年八月十八日発行の創刊号から、今回第七号の議会広報までをひと区切りに、現状の編集委員は解散致します。次回の発行は五月ということになり、新たに選出された町議会議員により編集されます。

町民と議会を結ぶかけ橋として、創刊号以来委員長として微力ながら委員の助けを受け、第七号まで発行を続けることができました。当町議会にとつて初の試みである議会広報は、開かれた紙面作りを目標に暗中模索の中で編集を続け、反省する事ばかりでした。次号からは新しい委員の手に委ねられます。すばらしい広報となるよう期待致します。

新田 恵男委員長

このコミュニケーションが計られれば幸いと思ひます。高尾 嘉一 副委員長

創刊号の頃はどの様な記事を載せるか広報委員の皆様方と頭をひねりました。議会は意志決定機関であり、町行政執行機関の行き過ぎを抑え足りない分を補うのが議会の役割だと言えるでしょう。その様な角度から色々と研究して、何とかその内容が議会だよりに反映されてきました。第七号が発行されますので、町民の皆様のご意見をお聞かせ下さい。

渡辺 稔委員長

平成五年八月の創刊号以来今回で第七号を発行するに至り、早いもので私達議員も皆様に議会の活動状況を報告する最後の編集となってしまいました。

た。議会は町の行き過ぎを抑え不足を補う役割があり、皆様にその状況を目で補って頂き、今後も活発なご意見ご感想をお寄せ頂きます様お願い致しますと共に、町政の益々の発展をお祈り申し上げます。

新田 欣兵委員長

地域のお手伝いを▲「地方自治は、民主政治の最良の学校」この名言を心に秘め意気揚々もつかの間、平成三年台風十二号による災害▲住民が何を望みどんな事で悩んでいるのか▲住民の声を代弁し行政と議会制度を学び、監視する事が議員としての職責でもある▲実践、行動が問われる今日▲編集にあたり情報公開を全面的に思いつつ、七号を向かえた。

牛田 茂委員

第7号
平成七年二月十五日発行
発行人 西桂町議会議長 高尾嘉一

編集所
TEL 西桂町議会広報編集委員会
〒403 山梨県南都留郡西桂町小沼一五〇一
〇五五五二二五二二二